

マンホールカード登録申請にあたって(もう一度チェックを)

登録申請書及び制作書の送付に当たり、下記事項のチェックをお願いします。

◆登録申請できるマンホールについて

- マンホールカードの制作に登録申請できるマンホールは、地方公共団体のほか、住宅事業、港湾事業、航空事業など国土交通省所管事業に関する事業を実施する公的主体が管理するもので、下水道事業(公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路)に設置されているものほか、農業集落排水、漁業集落排水事業及びこれらに類する生活排水処理施設にネットワークとして接続している管渠に設置されているマンホールです。後日、これらのマンホールに該当しないと判明した場合、遡って登録を無効とすることがありますので、ご注意ください。
- マンホールに民間企業の会社名、民間企業の会社ロゴが大々的に入っている場合はマンホールカード制作の趣旨から登録できません。
- バーチャルのマンホール及び画像編集処理されているマンホール画像は登録できません。

◆登録申請できる団体等について

- 登録申請できる団体は当該下水道事業担当部局(下水道管理者)単独、若しくは下水道事業担当部局(下水道管理者)と当該地方公共団体関連公的団体との連名としています。

◆配布について

- 複数のカードを配布されている場合、別々の配布場所として下さい。同じ箇所での登録申請はできません。
- 土日についても指定した場所で配布してください。配布できない場合には登録申請できません。平日の配布場所と異なってもかまいません。
- 発行団体が異なるマンホールカードについても同じ箇所での配布はできません。

◆市町村名について

- 市町村名はマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 組合の場合でもマンホールカード座標位置の市町村名になります。
- 流域下水道の場合は流域下水道となります。

◆座標の標記について

- 座標は「位置座標設定ガイド」にしたがって設定してください。
- 提出前に制作書に記載した座標が登録申請するマンホール位置を示していることを確認してください。間違っている場合、配布はできません。再発行となります。(増刷の費用が必要となります。)

◆ピクトグラムについて

- ピクトグラムにはルールがあります。ルールに従っていることを確認してください。マンホールの蓋に描かれているデザインに合致するピクトグラムを選択してください。例えば、固有名詞のない川や名前のわからない魚のイラストなどは、「川」、「魚」のピクトグラムは付けられません。視覚的に見て、デザインに含まれていないピクトグラムは原則として認められません。他に例えば、固有名詞のない川や名前のわからない魚のイラストなどは、「川」、「魚」のピクトグラムは付けられません。申請内容に基づき事前に事務局にて精査いたしますが、疑義が生じた場合は事務局よりご相談させていただきます。

◆登録申請の数

- 登録申請は、各弾につき1地方公共団体あたり1種類とします。なお、複数の流域下水道を実施している都道府県にあっても1地方公共団体として扱います。

◆登録申請に必要なファイルについて

- 登録申請の前に、申請に必要な以下のファイルが揃っていることを確認して下さい。
 - ・登録申請書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
 - ・制作書(エクセルファイルのまま送付して下さい)
 - ・マンホール画像(マンホール直径 6cm 以上・300dpi 以上 PC のモニターいっぱいに表示した時にボヤケない程度を参考として下さい)
 - ・マンホールデザイン図(紙ファイルをスキャンしたものは受けません)
 - ・デザインに関する画像(ファイル名はキャプションと同じとして下さい)

<マンホールカードの応募・制作・増刷に関する問い合わせ窓口>

ユニオンクリエイティブ (株)

所在地：東京都台東区台東1-6-1-2F

電話番号：03-5817-8477

メール：manholecard@union-creative.jp

<本件及びその他マンホールカードに関する問い合わせ窓口>

MC制作チーム

メール：manhole-card@gk-p.jp

※MC制作チームへの問い合わせはメールのみとさせていただきます